

# 大田区貸付型奨学金のご案内

(令和9年度 大学等進学予定者)

募集期間（提出書類等配付 及び 申込受付期間）

令和8年9月1日（火）～ 11月4日（水）

窓口開設時間 8時30分～17時00分

（土日・祝日を除く）

昼休み（12時から13時）は、お待ちいただく場合があります。

大田区奨学金制度は奨学生への貸付制度です。

将来、奨学生に返還の義務が生じます。

※申込者多数の場合は、選考基準を満たしていても採用されない場合があります。

奨学金の申込時には、アンケートのご回答についてよろしくお願いします。



大田区の奨学金が減免される福祉人材確保奨学金制度があります。詳細は別紙をご覧ください。

大田区福祉部 福祉管理課 援護係  
（区役所8階 24番）

〒144-8621 大田区蒲田5-13-14

電話（5744）1245（直通）

## 1 申込資格

(1) 令和9年度、学校教育法で定める大学・短期大学・専修学校（専門課程）に進学予定であること。

通信制も含みます

※ サポート校、大学院、就職後の大学・専修学校等への進学、大学・専修学校等への再入学は対象外です。

※ 短大からの大学3年編入予定の方は、在学生向け募集時（令和9年5月予定）に申し込んでください。

(2) 経済的理由により就学が困難であること。

(3) 貸付を開始する日時点で、引き続き1年以上区内に居住している保護者などから扶養されていること。

## 2 選考基準の目安

(1) 下表を目安に世帯の所得（令和8年度住民税課税（非課税）証明書の総所得欄の金額）で選考します。

（下表はあくまで概算です。世帯構成等の事情により増減しますのでお問い合わせください。）

| 世帯人員 | 大学・短期大学・専修専門課程 |                |
|------|----------------|----------------|
|      | 所得金額           | （給与収入での目安）     |
| 2人   | 5,053,488 円    | (6,837,209 円)  |
| 3人   | 5,958,336 円    | (7,842,596 円)  |
| 4人   | 6,658,344 円    | (8,608,344 円)  |
| 5人   | 7,234,320 円    | (9,184,320 円)  |
| 6人   | 8,091,672 円    | (10,041,672 円) |
| 1人増加 | 906,096 円      |                |

(2) 成績基準

5段階評価で概ね平均3.0以上

※ 平均成績の求め方は、以下のとおりです。また、申し込み状況により、基準を下回っていても奨学生候補者として決定することがあります。

高校3年生の場合・・・在学校の1年～3年1学期までの全成績の平均

卒業生の場合・・・・卒業校の1年～3年までの全成績の平均

申込者多数の際には、選考基準を満たしている場合でも採用されないことがあります。

## 3 募集人員 100名程度

## 4 連帯保証人について

奨学金を貸付けるに当たり、奨学生とともに返還義務を負う連帯保証人が1名必要です。

連帯保証人の要件は、安定した収入があり、十分な返済能力のある方です。

条件を満たしている場合、申込者の父母なども連帯保証人になることができます。

※ すでに大田区奨学金の連帯保証人になっている方は、返還が滞っている場合、連帯保証人にはなれませんのでご注意ください。

※ 住民税未申告や滞納のある方は、連帯保証人にはなりません。

※ 返還期間は20年間の長期に渡ります。返還完了するまで奨学生とともに返還義務を負っていただきます。

5 申込時必要書類 ※ご提出いただいた申込書・必要書類は返却できません。

|   |                                     |                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 申込書                                 | 大田区奨学金貸付申込書（大田区所定の様式）※記入例を参考に記入してください。<br>※「奨学金を希望する理由欄」には、世帯所得の急変等、特に考慮してほしい事項についてもご記入ください。欄に書ききれない場合は、別紙（用紙は何でも構いません）にご記入ください。                                                                                                                         |
| ② | 推薦状                                 | 大田区貸付奨学生推薦状（大田区所定の様式）<br>※在学学校（卒業生は卒業校）で証明を受けてください。<br>※奨学生を決定する審議に影響はありません。概評欄は簡略的な記載でも結構です。                                                                                                                                                            |
| ③ | 成績証明書<br>または<br>調査書                 | 成績証明書または調査書（学校独自の様式）<br>※高校3年生の場合 ⇒ 在学学校の1年から3年1学期までの全成績の平均<br>※卒業生の場合 ⇒ 卒業校の1年から3年までの全成績の平均                                                                                                                                                             |
| ④ | 住民票<br>（発行日が3か月<br>以内のもの）           | 本籍・続柄が記載されている世帯全員のもの<br>※ 本籍・続柄に、 <u>省略</u> と印字されているものは不可<br>※ 外国人の方は、続柄、国籍・地域、在留資格・期間等に関することが省略されていないもの                                                                                                                                                 |
| ⑤ | 所得を<br>証明する書類                       | <u>令和8年度住民税課税（非課税）証明書</u><br>※住民票に記載されている方全員の証明書が必要となります。<br>ただし、 <u>中学生以下のお子さまは他の世帯員の証明書に「16歳未満の扶養親族」として人数が記載されている場合、証明書の提出を省略することができます。</u><br>※源泉徴収票や確定申告書で代えることはできません。<br>※生活保護受給者の方は、生活保護受給証明書を併せて提出してください。<br>※住民税未申告や滞納のある方は、申告または、納付後にお申し込みください。 |
| ⑥ | 連帯保証人の<br>住民票<br>（発行日が3か月<br>以内のもの） | 本籍・続柄が記載されているもの<br>※ 本籍・続柄に、 <u>省略</u> と印字されているものは不可<br><u>④の住民票の中に、連帯保証人がいる場合は不要。</u>                                                                                                                                                                   |
| ⑦ | 連帯保証人の<br>所得を<br>証明する書類             | <u>令和8年度住民税課税証明書</u><br>※ 源泉徴収票や確定申告書で代えることはできません。<br>※ 住民税未申告や滞納のある方は、連帯保証人にはなれません。<br>※ 連帯保証人の要件については、前記4を参照してください。<br><u>⑤の所得を証明する書類の中に、連帯保証人がいる場合は不要。</u>                                                                                            |
| ⑧ | アンケート<br>実施報告                       | <u>アンケート実施報告書</u><br>LoGo フォームでアンケート回答後、画面に表示される【受付番号】を記入してください。                                                                                                                                                                                         |

※マイナンバーの記載がないものをご用意ください。

（マイナンバーの記載がある場合には、読み取れないように塗りつぶしてください）

6 申込先 大田区福祉部福祉管理課 援護係（大田区役所本庁舎8階 24番窓口）

7 申込方法 窓口に持参もしくは郵送

8 募集期間（提出書類等配付 及び 申込受付期間）

令和8年9月1日（火）～ 11月4日（水）

窓口開設時間 8：30 から 17：00 （土日・祝日を除く）

## 9 貸付額

月額（無利子）

|                |                  |
|----------------|------------------|
| 大学・短大・専修学校専門課程 | （国公立） 35,000円 以内 |
|                | （私立） 44,000円 以内  |

### 10 初回貸付金の振込みまでの流れ

- ・令和9年1月下旬 大田区奨学金審議会で奨学生候補者の決定
- ・令和9年2月上旬 審議会での審査結果郵送（申込者全員）

◎奨学生候補者に決定した場合

- ・令和9年2月上旬～3月中旬 入学許可届、支払金口座振替依頼書、奨学金貸付申請書等の提出
- ・令和9年3月下旬 返還誓約書兼連帯保証書の提出
- ・令和9年4月下旬 初回（4月～6月分）貸付金振込み

### 11 貸付期間・貸付方法

- ・令和9年4月から正規の修業年限まで貸付けします。  
ただし、留年、退学、保護者の方が区外転出の場合は貸付停止となります。
- ・貸付方法は、借受人（奨学生）名義の預金口座に通常年4回3か月分ずつ振り込みます。  
（振込時期：4月末・7月末・10月末・1月末）
- ・病気等で休学となった場合は、その期間中、貸付を一時休止します。
- ・次年度からの振込みは、毎学年初め、新学年に進級したことを在学証明書で確認した後になります（別途、手続きが必要）。在学証明書等を提出しない場合、貸付けを停止する場合がございます。

### 12 返還方法

- ・卒業後、1年間の据置期間を経て返還が開始されます。ただし、卒業以外で貸付停止の場合、据置期間は半年間となります。返還の際に、在学中などの理由による返還猶予制度があります。  
（別途、手続きが必要）
- ・返還方法は、年1回払い、年2回払いまたは毎月払いで、原則、口座振替にて20年以内に返還していただきます。

### 13 返還を延滞した場合

- ・貸付金は無利子ですが、20年以内に返還できない場合、返還未済額に対して年10.95%の延滞金が発生します。
- ・滞納者については、奨学生、連帯保証人に対し電話や文書による督促を行います。  
督促にもかかわらず、誠意が見られない場合には、民事訴訟法に基づく法的措置をとることがあります。

### 14 その他

- ・申し込み時にはアンケートのご回答をお願いします。なお、アンケートの回答内容は、奨学金の審議に影響するものではありません。
- ・借受人（奨学生）及び連帯保証人の住所・氏などに異動があった場合、身上異動届の提出が必要となります。
- ・返還金の領収証書は、返還が終了し、奨学金返還誓約書兼連帯保証書が返還されるまで大切に保管してください。

# 給付型奨学金（大学等進学応援基金）

## 募集案内

### （令和9年度大学等進学予定者）

#### 1 給付型奨学金（大学等進学応援基金）とは？

○大田区貸付型奨学金とは別に、大学等の入学準備金相当として返還不要の給付型奨学金があります。

○この給付型奨学金は、区内外の方からの寄附を原資としています。

○勉学に強い意欲がありながら経済的理由により大学等への進学が難しい生徒を支援することを目的とします。

※大学等とは学校教育法で定める大学・短期大学・専修学校専門課程をさします。

#### 2 申込資格

○大田区貸付型奨学金の申込資格を満たした令和9年4月大学等に入学予定の者

○大田区貸付型奨学金申込者のうち、経済的に困窮し、学業優秀な者

#### 3 選考基準

##### 【所得基準】

世帯の所得（令和8年度住民税課税（非課税）証明書の総所得欄の金額）が概ね下表の金額以内であること。（下表の所得金額はあくまで目安です。世帯構成等の事情により増減します。）

| 世帯人員 | 所得金額        | （給与収入での目安）    |
|------|-------------|---------------|
| 2人   | 3,790,116 円 | (5,287,999 円) |
| 3人   | 4,468,752 円 | (6,135,999 円) |
| 4人   | 4,993,758 円 | (6,770,843 円) |
| 5人   | 5,425,740 円 | (7,250,823 円) |
| 6人   | 6,068,754 円 | (7,965,283 円) |
| 1人増加 | 679,572 円   |               |

##### 【成績基準】

学業成績が5段階評価で概ね平均4.0以上であること

平均の求め方は、以下のとおりです。また、申し込み状況により、基準を下回っていても奨学生候補者として決定することがあります。

- ・高校3年生の場合 ⇒ 在学校の1年～3年1学期までの全成績の平均
- ・卒業生の場合 ⇒ 卒業校の1年～3年までの全成績の平均

#### 4 申込時必要書類

給付型奨学金（大学等進学応援基金）支給申込書が必要となります。

#### 5 支給額

支給額は、1人につき 15万円 となります。

#### 6 支給人数

45名程度

#### 7 募集期間

令和8年9月1日（火）～11月4日（水）

#### 8 申込先

大田区福祉部 福祉管理課 援護係  
（大田区役所本庁舎 8階 24番窓口）

#### 9 支給までの流れ

- ・令和9年1月下旬（予定）

給付型奨学金（大学等進学応援基金）支給審査会で奨学生候補者の決定

- ・令和9年2月上旬（予定）

審査会での審査結果郵送（全員）

【奨学生候補者に決定した場合】

- ・令和9年2月上旬～3月上旬（予定）

入学許可届、支払金口座振替依頼書及び奨学金支給申請書等の提出

- ・令和9年3月下旬（予定）

給付型奨学金（大学等進学応援基金）振込み

#### 10 その他

○給付型奨学金の申込みは貸付型奨学金と同時に行ってください。

※給付型奨学金のみの申込み・受給はできません。

○申込者多数の場合は、基準を満たしていても採用されない場合があります。

# 「福祉人材確保奨学金制度」

## 大田区奨学金の返還額を最大全額減免

区内に居住し、一定の期間区内福祉関連事業所等で勤務し、介護福祉士、社会福祉士等の資格・免許（下表参照）を有する方を対象に、区奨学金の返還額を減免します。

※減免を受けるためには、勤務期間の算定開始のための事前申出が必要となります。

### 【減免の要件】

以下の要件を全て満たした借受人が減免の対象となります。（②③はどちらか一方）

- ① 減免のための事前申出をしている。
- ② 事前申出以降、3年間（36 か月）区内の指定事業所で勤務し、減免申請時に下表の資格・免許等を有している。
- ③ ②からさらに2年間（通算5年間（60 か月））勤務し、減免申請時に下表の資格・免許等を有している。
- ④ ②③の期間中、下表の勤務形態で勤務している。
- ⑤ ②③の期間中、区内に住所を有している。
- ⑥ 大田区奨学金の返還金及び区市町村民税の納付に未納がない。

※ ②③の期間中は、奨学金の返還が猶予されます。

※ ②の場合は半額減免（上限 1,056,000 円）、③の場合は全額減免（上限 2,112,000 円）となります。

※ ②③の期間内で通算1年間（12 か月以内）の勤務していない期間が認められます。

…転職活動、出産・育児、資格取得等勤務していない理由は問いません。また、通算 12 か月以内であれば複数回でも認められます。

### 【対象となる資格、事業所、勤務形態】

| 区分  | 事業所                                  | 資格                                                                                                                            | 勤務時間等                       |
|-----|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 介護  | 指定を受けて、事業所番号を取得している事業所               | 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、介護職員初任者研修修了者、介護福祉士実務者研修修了者、保健師、看護師（准看護師含む）、栄養士、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師 | 1週間につき32時間以上                |
| 障害  | 指定を受けて、事業所番号を取得している事業所               | 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、介護支援専門員、介護職員初任者研修修了者、介護福祉士実務者研修修了者、保健師、看護師（准看護師含む）、栄養士、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士                  |                             |
| 保育  | 認可保育所、認証保育所、定期利用保育事業所、小規模保育事業所（C型除く） | 保育士、保健師、看護師（准看護師を含む）、栄養士、管理栄養士                                                                                                | 1日につき6時間以上かつ<br>1か月につき20日以上 |
| 幼稚園 | 幼稚園                                  | 幼稚園教諭、保健師、看護師（准看護師を含む）、栄養士、管理栄養士                                                                                              |                             |

### 【手続き】

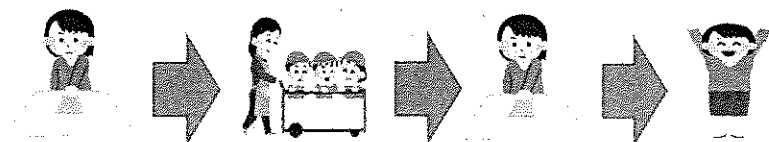
まずは、事前申出が必要です。

事前申出ができる方は、奨学金の貸付が終了した方です。

詳しくは、お問い合わせ先へご連絡いただくか、HP をご覧ください。

### 【減免手続きの流れ】

事前申出      3年勤務等      減免申請      減免決定



#### 【問い合わせ先】

〒144-8621

東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

大田区福祉部福祉管理課援護係

電話 03-5744-1245



HP はこちらから→